

仕様書

1 業務名

令和7年度後期高齢者医療健康診査及び資格確認書等周知広告業務委託

2 委託期間

令和7年4月1日から令和7年12月1日

3 周知する主題と背景

【主題①】健康診査の受診勧奨

【背景①】後期高齢者医療制度における被保険者の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識の醸成、また、効果的な保健事業を推進するための地域の健康課題の把握を目的に健康診査を実施している。秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が掲げている第3期データヘルス計画の令和7年度目標受診率24.0%を達成するため、受診率向上を目的とした周知・広報が必要である。（令和5年度実績秋田県23.19%）

【主題②】資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の一斉送付

【背景②】資格確認書等を7月中に簡易書留や普通郵便等により被保険者に送付することとなっている。令和7年度は最初の一斉送付となるため、被保険者により広く周知・広報する必要がある。

4 周知の対象者

(1) 被保険者

- ① 75歳以上の方
- ② 一定の障がいがある65歳～74歳の方

(2) 被保険者の関係者

- ① 家族など日常的な生活サポートをされている方

5 基本方針

- (1) 上記の背景を踏まえ、単なる周知ではなく、テレビCMの放送やポスターの掲示等の各種広報媒体を効果的に組み合わせた広告を行い、被保険者の行動変容につながることを目的とする。
- (2) テレビCMやポスター等、広告に使用する資材の構成及び内容については、周知対象者にとって親しみやすく、分かりやすいものにするとともに、一貫性及び整合性を図ること。
- (3) 制作したテレビCM等の広告素材は、広域連合HPで掲載可能なほか、広域連合が作成する各種広報物の素材として、委託契約期間終了後も受託者に許可なく使用可能なものとする。

6 業務内容

(1) 健康診査の受診勧奨に関する広告業務

- ① テレビCM制作・放送業務

ア 内容

- ・危機感を煽る表現等は使用せず、健康診査の重要性や健康診査を受診することによるメリット等の前向きな情報を伝えることで、健康づくりに関する意識の向上を図り、積極的に健康診査を受診するように促す内容とすること。
- ・原則として、撮影を実施し、動画CMを制作すること。

イ テレビCM規格

- ・15秒CM

ウ 放送

- ・放送局の秋田テレビ、秋田放送、秋田朝日放送で放送すること。
- ・合計PRP（個人視聴率）の下限値を1,200PRPとし、この合計PRPを各放送局に効果的に振り分け、6月1日から12月1日まで放送すること。
※事情により上記期間に実施できない場合は、契約者双方が協議して決定する。
- ・CMの放送に係る広告料は、本業務の委託料に含むものとする。

② ポスターデザイン制作業務

ア 内容

- ・ポスターの内容は、テレビCM等との一貫性及び整合性を図ること。

イ ポスター規格等

- ・大きさ及び色は、A2縦長フルカラーとすること。
- ・ポスターに使用する広域連合シンボルマークは、広域連合から画像データ（JPG）を提供する。

③ リーフレットデザイン制作業務

ア 内容

- ・リーフレットの内容は、テレビCM等との一貫性及び整合性を図ること。

イ リーフレット規格等

- ・大きさは、A4片面とすること。また、縦版、横版の2種作成すること。
- ・色は、フルカラーとするが、グレースケール印刷に配慮した色構成とすること。
- ・リーフレットに使用する広域連合シンボルマークは、広域連合から画像データ（JPG）を提供する。

(2) 資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の一斉送付に関する広告業務

① ポスターデザイン作成業務

ア 内容

- ・資格確認書について：現在使用している被保険者証が7月31日で使用期限が終了し、8月1日から使用する資格確認書が、マイナ保険証及び資格確認書を所有していない被保険者へ7月中に市町村から封筒で送付されることを伝えること。
- ・資格情報通知書について：マイナ保険証を所有している被保険者へ7月中に資格情報通知書（資格情報のお知らせ）が市町村から封筒で送付されることを伝えること。
- ・資格情報通知書（資格情報のお知らせ）のみでは医療機関への受診は出来ないことを伝えること。
- ・被保険者証から資格確認書へ変わることを、資格情報通知書（資格情報のお知らせ）が送付されることについて、イメージ画像を使用して伝えること。
- ・現在、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証を所有の被保険

者で、資格確認書の交付対象となった場合、一斉更新の際に高額療養費制度における限度額区分を記載した資格確認書が交付されることを伝えること。

- ・マイナ保険証の利用促進に関することを伝えること。

イ ポスター規格等

- ・大きさ及び色は、A2縦長フルカラーとすること。
- ・ポスターに使用する広域連合シンボルマーク及び被保険者証画像データは、広域連合から画像データ（JPG）を提供する。

7 成果物の納品

(1) 健康診査の受診勧奨に関する広告業務

① 納品物

- ・テレビCM放送スケジュール（時間取り表）
- ・テレビCMデータ
- ・リーフレットデータ
- ・ポスターデータ

② 納品方法

- ・広域連合には、DVD等の記録媒体にコピーして1部納品すること。
- ・テレビCMは、各放送局が指定する形式で納品すること。

③ 納品日

- ・令和7年5月30日 16時まで

(2) 資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の一斉更新に関する広告業務

① 納品物

- ・ポスターデータ

② 納品方法

- ・広域連合には、DVD等の記録媒体にコピーして1部納品すること。

③ 納品日

- ・令和7年5月30日 16時まで

8 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、十分留意し、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様である。

9 その他

- (1) 受託者は業務着手時、広域連合に業務着手届及び工程表を速やかに提出すること。
- (2) 受託者は成果物を納品した後、広域連合に完了届及び納品確認書を提出すること。
- (3) 受託業務の主たる部分以外の一部を他社に再委託する場合は、事前に再委託申請書を提出し委託者から承認を得ること。
- (4) 当広域連合が開催する会議、その他打ち合わせ等へ参加すること。
- (5) 本業務で制作された成果物の所有権や著作権は、当広域連合に帰属する。
- (6) 本業務を実施するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

- (7) 被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (8) 本仕様に定めのないことや本仕様に疑義が生じた場合は、契約者双方が協議して決定する。